

◆ 能登半島地震によって野々市市内に住居を構えた方へ ◆

 こんな方はご相談ください 



**新しい家屋の取得から4年度分
固定資産税と都市計画税の減額措置があります**

※詳細な要件については裏面をご覧ください

対象となる方

- ・令和6年能登半島地震による被災家屋の所有者
(当該家屋が共有物である場合は、その持ち分を有する者を含む)
- ・被災家屋の所有者に相続が生じた場合は、その相続人
- ・代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
- ・被災家屋の所有者が法人の場合における、合併法人または分割承継法人

申請メ切

代替家屋を
取得した翌年の
1月31日

● 問合せ・申請先 ●

野々市市 総務部 税務課 資産税係

 野々市市三納一丁目1番地

 電話 076-227-6037  FAX 076-227-6255

 e-mail zeimu@city.nonoichi.lg.jp



▶ HPはこちらから

被災家屋の要件

- ・ 令和6年能登半島地震により、滅失又は損壊した家屋
 - ※ 原則として、市町村が発行する「罹災（被災）証明書」の判定が【半壊】以上であること
- ・ 取り壊し又は売却等の処分がされていること
 - ※ 処分が完了していなくても、対象となる場合がありますのでご相談ください

代替家屋の要件

- ・ 被災家屋に代わるものとして、取得した家屋であること（中古家屋の取得を含む）
- ・ 種類（用途）又は使用目的が、被災家屋と同一であること
- ・ 令和6年1月1日から令和11年3月31日までの間に取得された家屋であること
- ※対象となるのは被災家屋の床面積相当分まで

減額措置

- ・ 被災家屋の床面積相当分に係る固定資産税・都市計画税について取得した年の翌年から4年度分、2分の1に減額します。
- ・ 共有名義の場合は、持ち分割合に応じて面積按分により算定します。

提出書類

1. 被災代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の減額申告書
（市HPに掲載してあるものか、税務課窓口設置のものをご使用ください）
2. 罹災（被災）証明書（【半壊】以上の判定であるもの、写し可）
3. 被災家屋が被災地域に存在したことを証する書類
（令和5年度の固定資産税名寄帳、納税通知書の課税資産明細書 等）
4. 被災家屋の解体、売却等、処分したことが確認できる書類
（解体前後の写真及び位置図、解体契約書の写し、売買契約書の写し、解体完了通知書の写し 等）
5. 代替家屋の取得者が被災家屋の所有者と異なる場合、その関係性を示す書類
 - ・ 相続人の場合：戸籍謄本（写） 等
 - ・ 被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族の場合
：戸籍謄本（写）、住民票（写） 等
 - ・ 合併法人または分割継承法人の場合
：法人登記簿謄本（写） 等